

③区民等への情報発信

感染予防の発信

- 区民、事業者等への感染予防の周知【区政情報課／保健予防課／衛生課】
 - ・感染症法に基づく「指定感染症」及び「検疫感染症」の政令の閣議決定や武漢市に滞在歴のない日本人の国内での感染確認を受け、厚生労働省の相談電話開設等と合わせて、感染予防に関する情報のポスターの掲示及び区ホームページ等での周知を実施

開始日	周知内容
2年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・武漢市から帰国・入国された方で発熱症状のある方に向けた外国語ポスターの作成と掲示 ・その他一般的な相談、外国人向け相談、季節性インフルエンザ同様の感染予防対策を周知 <p>【相談・受診の目安】</p> <p>発熱（37.5度以上）や呼吸器症状がある方で、発症前14日以内に①新型コロナウイルス感染者と濃厚接触をした方、②湖北省に渡航または居住していた方</p>
2年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いや咳エチケットの徹底の周知
2年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに関する「帰国者・接触者電話相談センター」の設置、一般相談、外国人向け相談の案内
2年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対象者の渡航歴の地域拡大の周知
2年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・受診の目安の周知 <p>【相談・受診の目安】</p> <p>①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）</p> <p>②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある</p> <p>※高齢者や基礎疾患のある方は、上の状態が2日程度続く場合</p>
2年3月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・「感染しない・感染させないための“知って安心 新型コロナウイルス感染症予防”～咳エチケット・手洗い・消毒・換気・看護するときの注意点など～」のパンフレット発行

<p>2年3月下旬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内でライブハウス等でのクラスターの発生事例があり、国の専門家会議で「主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められる」との見解が示されたことや、都知事の記者会見において「ライブハウス等についても、自粛をお願いする要請を個別に行っていく」発言を受け、区内興行場営業者・管理者及びライブ演奏を行う飲食店営業者に向けて、新型コロナウイルスへの対応についての自粛協力依頼を区ホームページに掲載 ・区内でライブ演奏等を行う興行場 13 施設及び飲食店 54 施設あてに、新型コロナウイルスへの対応について自粛協力依頼文を送付 ・医療提供施設での臨時的取扱いの案内と感染対策を図るため、厚生労働省各局より適宜発出された新型コロナウイルス対応に対する医療法等の臨時的取扱いや感染予防・感染対策に係る通知を区ホームページに掲載し、区内の各医療提供施設開設者・管理者向けに周知を実施 ・電話等による問合せに対し、上記通知の周知及び感染対策について助言
<p>2年4月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口」を発信し、以下の症状に該当する場合は、直接医療機関を受診せず、必ず「帰国者・接触者電話相談センター」に相談することを周知 【相談・受診の目安】 ①風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上継続（解熱剤を飲み続けなければならぬ時を含み、高齢者や基礎疾患のある方は、2 日程度継続） ②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある ・必要と判断した場合、速やかに「帰国者・接触者外来」を有する医療機関で受診できるよう調整
<p>2年5月12日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・受診の目安の周知 【相談・受診の目安】 ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある ②妊婦の方・重症化しやすい方[*]で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある ③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く [*]高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受

	<p>けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児は、「帰国者・接触者電話相談センター」やかかりつけ小児医療機関に電話で相談など
2年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法のパンフレット」を発行し、消毒用アルコール及び次亜塩素酸水等の有効性を周知 <p>【周知内容】</p> <p>①手指の消毒には消毒用アルコールを用い、身の周りの物の表面の消毒には消毒用アルコールの他、比較的安価で入手できる次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）、界面活性剤、次亜塩素酸水が有効</p> <p>②いずれの消毒剤、除菌剤を購入する場合も、使用方法、有効成分、濃度、使用期限などを確認し、情報が不十分な場合は使用を控える</p>
2年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナとインフルエンザの同時流行に備えて」の周知
2年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いま、すぐできる 新型コロナウイルス感染症予防」のパンフレット発行
3年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症 自宅療養のしおり」のパンフレット発行
3年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナ感染症に関する相談窓口」を発信 ・かかりつけ医がいる方は、かかりつけ医に電話で相談 ・かかりつけ医がいない方は、以下の相談窓口で対応 <p>【都】発熱相談センター【24時間受付】</p> <p>【区】発熱等電話相談センター【平日9時～17時】</p>
3年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・区ホームページ等で適宜、情報を発信 <p>【発信内容】</p> <p>①「感染した場合、濃厚接触者になった場合」</p> <p>②「自宅療養について」</p> <p>③「企業等で行う感染症対策」</p> <p>④「接待を伴う飲食店で行う感染症対策」</p> <p>⑤「発熱外来を実施している区内療機関」など順次発信</p>

<p>4年4月</p>	<p>・区ホームページ等で適宜、情報を発信</p> <p>【発信内容】</p> <p>①「検査キットの配布について」</p> <p>②「療養証明書について」</p> <p>③「マイハース」</p> <p>④「療養期間終了後の生活について」</p> <p>⑤「オンライン診療」</p> <p>⑥「東京都陽性者登録センターの設置」</p> <p>⑦「東京都フォローアップセンターの設置」</p> <p>⑧「コロナ労働相談」</p> <p>⑨「後遺症対応診療機関」など順次発信</p>
<p>4年9月26日</p>	<p>・都が「発生届の対象者を限定する取扱いを開始」について発信</p> <p>【発生届の対象】</p> <p>①65歳以上の者</p> <p>②入院を要する者（診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性がある」と医師が判断した場合も含む）</p> <p>③重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与が必要な者</p> <p>④重症化リスクがあり、かつ新型コロナ患により新たに酸素投与が必要な者</p> <p>⑤妊婦</p>
<p>5年3月13日</p>	<p>・マスクの着用は個人の判断に委ねるとの政府決定後、5月7日までのマスク着用の取扱いを決定</p>

新型コロナウイルス関連肺炎について 关于新型冠状病毒肺炎就诊 Notice: Novel coronavirus-related pneumonia

四角形の領域切り取り用

武漢市などから帰国・入国された方で、せきや発熱などの症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡したうえで受診していただきますよう、ご協力をお願いします。不明な場合は、以下に相談してください。

◆外国人向け医療情報サービス 9:00~20:00
電話 03(5285)8181

从武汉市回国以及来日旅游人员,如有发烧和咳嗽现象发生,应及时带上口罩,去医疗机构就诊,在就诊前,应首先与医疗机构联系,并说明从武汉市回来的事实,再行就诊,希望各位给予合作。
有不明之处,请拨打以下电话咨询。
◆对外国人医疗咨询服务中心 时间 9:00~20:00
电话号码 03(5285)8181

If you are returning or entering Japan from Wuhan City, etc. and have symptoms such as cough or fever, please wear a mask and contact a medical institutions before visiting them.
If you are not sure, consult with:
◆Medical information service for foreigners: 9:00-20:00
Tel 03(5285)8181

新宿区保健所 / Shinjuku City Public Health Center

新型コロナウイルス感染症

では、発熱、全身倦怠感、咳、息切れ等の症状が出現し、高齢者や基礎疾患がある場合、重症化することがあります。

詳細は、新宿区ホームページをご確認ください。

手洗い、咳エチケットなどの感染予防対策をしましょう。

★★予防のポイント★★

- 流水と石けんによる手洗いを頻繁に行いましょう。特に外出した後、口や鼻、目などに触る前には手洗いを徹底しましょう。
- 咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖口などで口と鼻を覆う「咳エチケット」を行いましょう。

上記のような季節性インフルエンザと同様の感染対策を行ってください。

武漢市を含む湖北省に渡航歴のある方及び感染が疑われる方と接触した方へ
入国または接触から2週間の間に、発熱や呼吸器症状がある場合には、あらかじめ保健所(新型コロナウイルス相談電話 03-5273-3836)あるいは医療機関に相談し、マスクを着用の上受診してください。

◇新型コロナウイルス相談電話(新宿区保健所)
03-5273-3836
(受付時間 9:00~17:00、土曜、日曜、休日を除く)

◇新型コロナウイルス感染症に係る電話相談窓口(東京都)
03-5320-4509(受付時間 9:00~21:00、土曜、日曜、休日を含む)

◇新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)
03-3595-2285(受付時間 9:00~21:00、土曜、日曜、休日を含む)

新宿区保健所

感染予防対策周知ポスター

2020 winter 新宿区 SHINJUKU CITY

いま、すぐできる、新型コロナウイルス感染予防

人に感染させないための最強の盾は、マスクです

いつでもマスク
やっぱりマスクが大事
マスクをつけて、人とつながる

みんなどこで感染してる? = 感染しやすい場面 =

Scene 1 飲み会で
強しい! ハメをはずす
マスクを忘れる
→ 感染

Scene 2 ライブやカラオケで
狭い会場で盛り上がる
→ 声が大きくなる
→ 感染

Scene 3 休憩室や喫煙所で
コーヒータムでマスクを外す
→ おしゃべり
→ 感染

マスクを外している時に、感染していることが多いので、いつでもマスクをしよう!

マスクの効果は、
ウイルスが飛び散るのを防ぐ効果があります!

マスクなし
マスクあり

予防のあれこれ

- 「マウスシールド」「フェイスシールド」は、マスクの代わりにはなりません
- 「指先」は特に重点的に
手洗いができない時は、「アルコール消毒液」で消毒液をたっぷり使います
- 日常生活では感染予防のために手洗いを必要ありません
手洗いをすることで安心してしまい、色々なところを触ってしまう。ウイルスによる汚染を広げてしまいます

換気の目安は30分1回! 空気の流れを作ろう

対角線上にある速く窓を全面開けよう
空気の流れを作る窓の開け方

効率的 非効率的

寒い日は、窓を少しだけ長時間あけておくのもおすすめ

換気扇も使わない部屋は...

サーキュレーターで部屋の外に空気を出す

感染するとこんなことも...

自分は軽症だったのでホテル療養でしたが、同僚の祖父は入院になってしまいました

息をきかなくなるほど「脱帽」の後遺症がでてます

一緒に飲みに行った友達が感染していたので、2週間バイトに行けなくなり、大変でした

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談窓口

新宿区 新型コロナウイルス相談センター 平日 9時~17時 03-5273-3836
東京都 新型コロナコールセンター 毎日 9時~22時 0570-550571

発熱等の症状がある方は... かかりつけ医に電話で相談を! いらない場合は下記相談窓口へ
東京都発熱相談センター 24時間受付 03-5320-4502 / 新宿区発熱等電話相談センター 平日 9時~17時 03-5273-3836

新宿区 SHINJUKU CITY
発行 新宿区保健所 TEL 03-5273-3862 FAX 03-5273-3820
区ホームページ QRコード

すぐにできる感染対策パンフレット

咳や発熱などの症状がある方を 家庭で看護するときの注意点

⑥ ごみは密閉して捨てましょう

- 患者さんが使用したティッシュやマスク、看護の際に使用したマスクや手袋等のごみを捨てる時は、他人が触れないようビニール袋などに入れ、しっかりと口を縛って捨てましょう。ごみをまとめた後は、手を洗います。

⑦ 食器やタオルなどの共有は避けましょう

- 患者さんが使うタオルやコップ、食器、箸、スプーンなどは、他の家族と分けましょう。
- 食事は別々に盛りつけ、大皿からの取り分けはやめましょう。

⑧ 食器や衣類は、通常通りに洗えます

- 食器や衣類は、通常の洗剤を使用して、他の家族のものと一緒に洗うことができます。

吐物・便・体液などで汚れた衣類・リネンは…
手袋とマスクをつけて取り扱います。他のものとは別にして、一般的な洗剤で洗濯し、完全に乾かします。

■ 感染が疑われるご本人は、外出を避けてください。
■ ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときは、職場などに行かないでください。

※令和3年2月1日版（ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意ください。）より

感染しない・感染させないための 知って安心 新型コロナウイルス感染症予防

～咳エチケット・手洗い・消毒・換気・看護するときの注意点など～

1 どうやって感染するの？

感染ポイントは、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

飛沫感染

感染した人のくしゃみや咳のしぶき（飛沫）に含まれるウイルスを吸い込むことによる感染
※ 飛沫のしぶきは2mほど飛びます。

咳エチケットでブロック
人ごみ避ける

接触感染

ウイルスの付着した手で、目・口・鼻を触ることによる感染
※ ドアノブ・スイッチ・手すりなど

手洗い・手指消毒でブロック
目・口・鼻をむやみに手でさわらない
手がよく触れるところを消毒

2 予防の基本1 咳エチケット

NG

咳やくしゃみを手でかき止ると手にウイルスがついてしまいます

正しいマスクの使い方

- 付け方
 - 口と鼻の両方を確実に覆う
 - ゴムひもを耳にかけず
 - 鼻の部分に隙間ができないようマスクを調整する
- 外し方
 - マスクの表面に触れず、ひもを持って外す
 - 外したマスクはその手でゴミ箱に捨てる
 - 手を洗う

知って安心・新型コロナウイルス感染症予防パンフレット

同居の方へ

濃厚接触者としての対応

■ 患者さんが自宅療養している間に感染する可能性があるため、患者さんの療養期間が終了した後、発症の可能性がある14日間が経過するまでは、不要不急の外出を避け、毎日体温を測るなど健康状態を確認してください

患者さんの療養期間 フルス14日間

* PCR検査をして陰性になった場合も、健康観察期間は変わりません
感染していても陽性の結果が出ると、検査後に陽性化する可能性もあるためです

発熱等の症状がでた場合は…
かかりつけ医と電話で相談を！
かかりつけ医がいない場合は下記の相談窓口へ
東京都発熱相談センター 24時間受付 03-5320-4592
新宿区発熱等電話相談センター 平日9時～17時 03-5273-3836

患者さんのお世話をされる際の注意点 ～感染を防ぐために～

- 接触は最小限とし、看病を行う人は1人に限定してください
- 患者さんの部屋に入るときは、お互いにマスクをつけます
- 患者さんに直接触れる時は、マスクに加えて、使い捨てのエプロンや手袋を使います
部屋からでたら、使ったマスク等をビニール袋に入れて袋を閉じて捨て、すぐに手を洗います
- 共有スペースで患者さんが触れた場所にはウイルスが付着している可能性があるため、その都度拭き取り消毒します
部屋のドアノブ・スイッチ・トイレの便座・レバー等

有効な消毒液は？
・アルコール消毒液（60%以上）
・次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）で作った消毒液

区ホームページ
消毒・除菌方法
QRコード▶

■ 定期的に換気をしましょう 30分に1回が目安
患者さんの部屋と同居の方が過ごす部屋の空気が混まないように別々に換気します
寒い日は、窓を少しだけ常時開けておくのもおすすめです

■ 家の中でもマスクの着用とこまめな手洗いをおすすめします
部屋を分けていても空間を共有する機会もあることから、常時マスクをしましょう
また、ウイルスのついた手で目や鼻、口などを触ると粘膜を通して感染することがあるので、手はこまめに洗いましょう

■ 食器や衣類は、通常通りに洗えます
食器や衣類は、通常の洗剤を使用して、他の家族のものと一緒に洗うことができます

吐物・便・体液などで汚れた衣類・リネンは…
手袋とマスクをつけて取り扱います。他のものとは別にして、一般的な洗剤で洗濯し、完全に乾かします

自宅で療養される方・同居の方へ

令和3年2月3日版

新型コロナウイルス感染症 自宅療養のしおり

ご協力よろしく
お願いします

療養期間はいつまで？

感染性がなくなるまで療養が必要です
療養期間は、**外出しない**でください

療養期間： 発症日（無症状の方は検査日）から10日間が経過 かつ 症状軽快日から3日間（72時間）が経過

発症日

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	…
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	---

最終日に終了の連絡があります

※ 療養開始日に、療養期間終了の意図日についてお知らせします
症状軽快日は保健所医師が判断します。症状が長引くと療養期間が延長となる場合があります

療養中の過ごし方

朝・夕1日2回
決まった時間に体温を測る

パルスオキシメーターをお持ちの方は
あわせて計測してください ▶ 測定値を記録

保健所からの電話に応答し、
健康状態を報告する

症状や身体状況に応じた頻度で、保健所から連絡します
* 保健所医師が重症化のリスクがあるなど必要と判断した方は、終了まで毎日連絡します

▶ 病状によっては入院治療になることもあります
電話への応答がない場合、安否確認のため
ご自宅に直接訪問することもあります

発熱や咳、呼吸苦等の症状や体調が前日より悪くなった時には、早めにご連絡ください！

平日 9:00～17:00 03-5273-3862 新宿区保健所保健相談係
土日祝日 9:00～17:00 03-5273-3139 新宿区保健所陽性患者ホットライン
* 専用ホットラインのため、他の人にはこの番号を伝えしないでください
それ以外の時間帯（毎日17:00～翌朝9:00） 03-5320-4592 東京都発熱相談センター

体調が急に悪化したら、救急車を呼んでください * 緊急性の高い症状は中国に転載しています
救急車を呼ぶときは、新型コロナウイルス感染症による自宅療養中であることを伝えてください

自宅療養のしおり

130

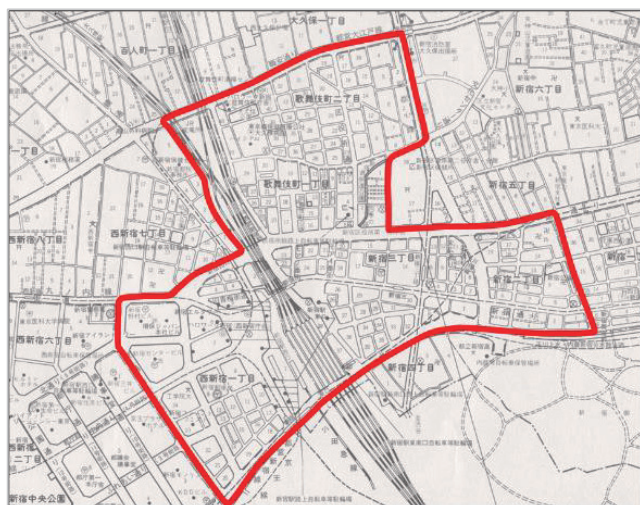
● 新宿区安全・安心パトロール隊の活用【危機管理課】

- ・ 緊急事態宣言の発出等を受けて、来街者に対する早期帰宅や路上飲み防止を呼びかけることを目的として、パトロール隊を活用し、来街者への呼びかけを実施

時期	概要
2年4/10～継続	・ 4月7日の緊急事態宣言の発出を受け、来街者の早期帰宅を促すことを目的に、来街者へ帰宅を促す呼びかけを実施（客引き行為等防止特定地区）
3年7/12～継続	・ 飲食店の20時までの営業時間短縮要請等を背景とし、路上飲み等が増加したことを受け、路上飲み等による感染拡大防止を図るため、路上、広場及び公園等の多数の来街者が利用する公共の場所で路上飲みを行う者に対して、自粛の呼びかけを実施（客引き行為等防止特定地区）
3年12/2～5年3/31	・ 高田馬場駅前ロータリーでの路上飲みの増加を受け、路上飲み等による感染拡大防止を図るため、客引き行為等防止特定地区での路上飲み対策を高田馬場エリアで実施
3年12/3～継続	・ 深夜帯の青少年の路上飲み増加を受け、深夜帯での感染拡大と犯罪被害防止を図るため、22時から5時までパトロール隊員を6名増員し、歌舞伎町に集まる青少年に呼びかけを実施

【客引き行為等防止特定地区】

- ①歌舞伎町1丁目 ②歌舞伎町2丁目 ③新宿2丁目 ④新宿3丁目 ⑤西新宿1丁目

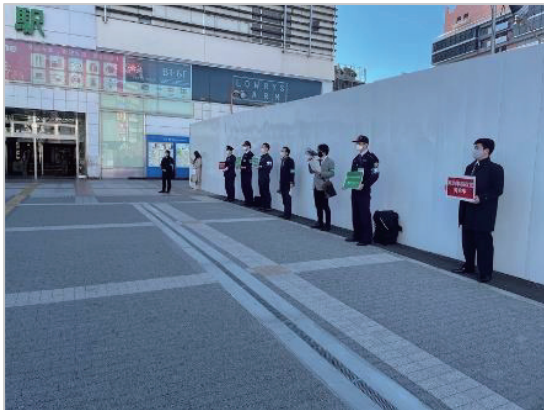


客引き行為等防止特定地区のエリア図

● 東京アラート発令中における繁華街パトロール【危機管理課】

- ・ 都が感染再拡大を警戒すべき段階で発出する「東京アラート」の発令時に都からの要請を受け、繁華街における感染拡大防止に関係機関等が一体となって取組むため、都、新宿区医師会及び新宿警察署と連携し、拡声器を使用した繁華街パトロールを実施し、区はマスク配布及びプラカード掲示を実施

実施日	ルート
2年6月5日 (19時～20時)	新宿駅東口広場→新宿東宝ビル周辺→西武新宿駅周辺
2年6月12日、 2年6月19日 (19時～20時)	新宿駅東口周辺→モア二番街→セントラルロード→シネシティ広場→ ヒューマックスパビリオン広場→西武新宿駅周辺



プラカード掲示による呼びかけ（新宿駅東口）

● 緊急事態宣言期間中等の繁華街向け広報【危機管理課】

- ・ 緊急事態宣言の発出等を受け、繁華街における感染拡大防止を図ることを目的として、繁華街向け広報を実施

実施期間	概要
3年1月8日 (19時30分から概ね1 時間程度)	・ 緊急事態宣言の発出を受け、都区合同で夜間の不要不急の外出自粛の呼びかけを実施（新宿東口広場～西武新宿駅前広場）

3年1/8～3/21 18時～22時 (日曜を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区安全安心パトロール隊による夜間の外出自粛の呼びかけを実施(新宿駅東口エリア、西口エリア及び歌舞伎町エリア)
3年1月15日 (20時～22時)	<ul style="list-style-type: none"> ・都区合同で呼びかけを実施(新宿駅東口周辺、歌舞伎町地区及び新宿駅西口周辺)
3年4月12日 (19時30分から概ね1時間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置の適用を受け、都区合同で呼びかけを実施(新宿駅東口広場、モア二番街及び西武新宿駅前広場)
3年4月27日、4月28日、4月30日、5月6日、5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の呼びかけ等を実施し、各地区で休業要請や時短要請に応じていない店舗を確認し、要請に応じるよう告知(新宿2丁目～3丁目、新大久保、神楽坂及び高田馬場)(20時～21時30分) ・広報車両による呼びかけを実施(神楽坂地区、新大久保地区及び区内主要公園等) ・商店街の協力を得て商店街放送設備を使用した呼びかけを実施(神楽坂地区及び新大久保地区)
3年4月29日、5/1～5/5 (24時～4時)	<ul style="list-style-type: none"> ・SDカードに登録した呼びかけ案内を危機管理課庁有自動車の車載スピーカーにより実施(新大久保地区)



新宿区安全・安心パトロール隊による呼びかけ



マスク着用の呼びかけ



車載スピーカー積載庁有自動車

広報新宿

● 通常号への掲載【区政情報課】

- ・ 広報新宿通常号（毎月5日・15日・25日発行（年36回））では、新型コロナウイルスに関するタイムリーな情報を届けるため、感染予防対策、ワクチン接種のスケジュールや予約方法等を掲載したほか、発熱等の症状があった場合や経済支援制度等の相談先一覧を定期的に掲載

【新型コロナウイルス関連記事を掲載した広報新宿の発行回数】

年度	掲載回数
元年度	6回
2年度	34回
3年度	35回
4年度	30回
5年度	3回

緊急事態宣言発令中 区内感染者が急増しています

10月平均 8.2人/日
11月平均 15.8人/日
12月平均 32.2人/日
1月平均(10日現在) 65.7人/日

8倍増

徹底的に 下記のような場面で感染拡大が起こっています
 食べるときは喋らない! 喋るときはマスクをする!

- 4人以下・夜8時前までの飲食で気が緩んでしまう
- 家族以外の親しい人(友人等)との飲食で気が緩んでしまう
- 友人宅や貸し切りスペースなど、飲食店でない場所なら大丈夫と怠ってしまふ

「緊急事態宣言発令中 区内感染者が急増しています」(3年1月20日号)

新型コロナワクチン 3回目接種スケジュールをお知らせします

●3回目接種の対象者
 2回目接種を受けた日から、原則8か月以上経過した18歳以上の方
 ※国の方針等により、変更がある場合は、広報新宿号、新宿区ホームページでご確認ください。

●区内で接種を受けられる場所
 ●区民健康センター(個別接種) ●区民健康センター(集団接種)
 ※個別接種の実施スケジュール・予約方法は別途決まり次第、広報新宿号、新宿区ホームページでご確認ください。

対象者 (2回目接種完了時期(★))	接種券発送時期	3回目接種時期	使用するワクチン	予約方法
5月31日までの方 (30歳未満に該当している方、 高齢者施設に入居している方)	11月26日	12月~1月	ファイザー製 モデルナ製	2回目接種を完了 3年6~8月に完了した 65歳以上のの方は、予約 の必要はありません (左下)。 上記以外の方は、 接種券が届き次第、 電話・インターネット で予約してください。
6月1日~30日の方 (主に75歳以上の方)	令和4年 1月11日(火) 予定	令和4年 2月予定	ファイザー製 モデルナ製	集団接種会場・ 予約方法については、 チラシでご確認ください。
7月1日~31日の方 (主に65歳以上の方)	令和4年 2月予定	令和4年 3月予定	ファイザー製 モデルナ製	
8月1日~31日の方 (全年代の方)	令和4年 3月予定	令和4年 4月予定	ファイザー製 モデルナ製	

「新型コロナワクチン3回目接種スケジュールをお知らせします」(3年12月10日号)

区ホームページへの特集ページの開設【区政情報課】

- ・2年1月に新型コロナウイルスが国内で報告されたことを受けて、区民へ適切な情報を届けるため、2年2月5日に感染予防対策や感染が疑われる場合の相談先などを掲載したページ「新型コロナウイルス感染症への対応について」を開設
- ・商工業緊急資金(特例)等の経済的支援や外出自粛中の健康管理、区立学校(園)の臨時休業等、新型コロナウイルスに関する情報が多分野に広がってきたことを踏まえ、区民が必要な情報を探しやすいするため、2年3月24日に「経済的な相談・支援」、「高齢者の健康維持」、「小・中学校、幼稚園の対応」等、区の新型コロナウイルスに関する情報を集約した「新型コロナウイルス感染症対策ページ」を開設

新型コロナウイルス感染症対策ページ

- 相談・受診・検査
- 感染予防
- 感染した場合・濃厚接触者になった場合の対応
- 療養証明書等の発行
- 経済的な相談・支援
- 高齢者の健康維持
- 小・中学校、幼稚園
- 保育園・子ども園、子どもの居場所
- 障害者の方への支援
- 区施設の対応状況等
- 区内事業者の方への支援制度・感染対策
- その他の相談・支援
- 相談窓口
- 電子申請手続き、郵送で送る手続き
- 新型コロナウイルス感染症対策費(特例)・特例金について
- 区民の方へのメッセージ
- 繁華街等の感染拡大対策
- 区内感染の公表について

新型コロナウイルス感染症対策ページ

- ・3年2月に区内で医療従事者向けのワクチンの接種が開始され、年代ごとにワクチン接種を実施していくことについて、最新情報を区民へ届けるため、3年2月5日に「新型コロナウイルスワクチン接種について」を開設し、接種スケジュール、予約方法等を掲載

■ ニュースリリース(日刊6紙)掲載【区政情報課】

- ・緊急事態宣言の発令や感染者が急増またはその恐れがある時に、日刊紙を通じて広く区民へ感染予防を呼び掛けるため、区長のメッセージや飲食店への感染対策の啓発活動等の区の取組みをマスコミあてに提供したほか、「新宿区における新型コロナウイルス感染症に係る公表基準」に基づき、区有施設における感染者の情報を公表

年度	ニュースリリース回数
元年度	6回
2年度	158回
3年度	33回
4年度	5回

■ 各種報道機関取材対応【健康政策課】

- ・国内外の新聞社、テレビ局などの各種報道機関から、区における新型コロナウイルスへの対応に関する取材に対応

日付	報道機関等からの主な取材内容
2年1月	・外国語相談の状況、「帰国者・接触者電話相談センター」及び「新宿区新型コロナウイルス電話相談」の状況や実績等
2年2月	・PCR検査の状況、その他関連等
2年3月	・混乱する電話及び窓口での相談対応、保健所の体制確保、都内繁華街での夜間営業でのクラスター発生、緊急事態宣言への準備等
2年4/1～4/14	・歌舞伎町での感染者に関する新聞記事を発端にした取材(多数)、区の感染者の状況と発生率、保健所の体制、三密への対応、クラスターの公表、現場の取材依頼等
2年4月15日	・区長記者会見で発表した「新宿モデル」に関連し国内外の報道各社から取材(2週間で約50件、1件当たり30分から1時間程度)

2年5月	・保健所の現状と課題として、残業の実態、保健師の応援態勢とメンタルケア、相談電話設置経過と実績、当面と今後の業務の考え方、HER-SYS 関連、PCR 検査関連、民間検査、第2波への備え等
2年6月	・都のアラートで夜の街新宿、その他歌舞伎町が感染原因との有識者発言に伴う取材等
2年6/15~7/10	・ホストクラブ関連、夜のPCR 集団検査等
2年7月	・舞台クラスターの発生、看護師の離職、感染の判断と療養期間、自宅療養者の行方不明、保健所の現状と課題、検査の実績と職種別陽性率、区の公表基準、HER-SYS・COCOA 関連等
2年8月~9月	・保健所の現状と課題、検査スポット廃止と検査センター設置及び唾液検査、検査の実績と職種別陽性率、HER-SYS・COCOA、自宅療養の課題、インフルエンザへの警戒等
2年10月	・歌舞伎町対策の総括、検査の実績と職種別陽性率、HER-SYS・COCOA、第2波の総括等
2年11月~12月	・年末に向けた飲食店対策、保健所の現状と課題、年未年始の検査・感染予防体制、濃厚接触者のPCR 検査拒否、保健所の現状、ワクチンの準備状況、第1・2波と3波の相違等
3年1月	・自宅療養者への支援、保健所の現状、入院調整と困窮、緊急事態宣言、ワクチン接種対策室等
3年2月	・入院拒否などの罰則、COCOAのトラブル、改正感染症法、民間PCR 検査と保健所の連携、自宅療養者と宿泊療養者の振り分け判断等 ・ワクチン接種体制等
3年3月	・緊急事態宣言の延長、繁華街対策、積極的疫学調査の変更、陽性者が減らない理由、まん延防止等重点措置、自宅療養支援等
3年4月~6月	・まん延防止等重点措置、自宅療養中の診察、民間PCR 検査の課題、行政指導の実績、区の感染状況の推移、ホストクラブのクラスター実態、オリンピック対応、保健所業務の状況、若者優先のワクチン接種等
3年5月	・ワクチンの廃棄等
3年7月	・ワクチンの供給量等に関するアンケート取材

3年8月～9月	・保健所業務の状況、国の重症者のみ入院方針、入院制限の方針変換、酸素濃縮器の利用、自宅療養及び入院待機者のケア、保健所業務の状況、区役所本庁舎1階のクラスター、COCOAの不具合、HER-SYSの課題等
3年9月	・若年層及び妊婦へのワクチンの接種促進に関する取り組み状況や課題等のアンケート取材等
3年10月～4年12月	・ワクチン（3回目接種、4回目接種、5-11歳接種、乳幼児接種、オミクロン株対応ワクチン（主にBA.4-5））及びその接種体制等
3年11月～4年3月	・保健所業務の状況、新型コロナウイルスのリバウンド、陽性者への翌日までの連絡の実効性、オミクロン株対応による保健所の圧迫状況、政府配布のガーゼ製布マスクの再利用、濃厚接触者への対応、PCR検査なしでの診断、中和抗体治療等
4年5月	・ワクチンの廃棄等
4年7月～8月	・保健所の対応、第7波での相談件数・困難事例及び搬送方法、ワクチン接種、全数把握、患者数報告等
5年2月～3月	・ワクチンの廃棄、これまでの区内感染率等

SNS

● 各種 SNS による情報発信【区政情報課】

・若者を中心に利用者が多いツイッター（現・X）・フェイスブック・LINE・YouTube等のSNSで、キャラクターを活用した感染予防の呼びかけ動画やインフルエンサーによるメッセージ動画のほか、ワクチン接種の予約状況等の即時性の高い情報を随時発信

【SNSによる新型コロナウイルス関連情報の発信回数】

年度	ツイッター（現・X）	フェイスブック	LINE	YouTube
元年度	30回	22回	－	－
2年度	170回	135回	－	13回
3年度	438回	299回	－	20回
4年度	102回	96回	67回	－
5年度	8回	7回	7回	－

● 若い世代に向けた情報配信【区政情報課】

- ・若い世代に区政情報が届きにくい状況を受けて、キャラクターを活用した動画やインフルエンサー等の協力によるメッセージ動画を配信

【#マスクヨシキャンペーン（2年12月27日）】

- ・感染予防対策を呼び掛けるキャンペーンとして、インターネット上で人気の「仕事猫」とコラボレーションし、「#マスクヨシ」を拡散させるプロジェクトを実施し、区にゆかりのあるインフルエンサーの協力を得て、感染予防の徹底を呼び掛ける動画を配信



#マスクヨシキャンペーン

【新型コロナワクチンの効果について、若者の疑問に専門家が答える（3年8月10日）】

- ・若者のワクチン接種に関する理解の促進を図るため「ワクチンの治験は十分ではない」等のSNSのうわさや、発熱、接種箇所の痛み等の主な副反応、変異株に対するワクチンの効果等について、若者の疑問や不安に砂川医師（新宿区新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー）がわかりやすく答える動画を配信



若者の疑問に専門家が答える動画

【#マイペースで進めればいい（3年9月8日）】

- ・ワクチン接種について正しい理解や選択を行うよう呼び掛けるため、「仕事猫」が区にゆかりのあるアーティスト「SunSet Swish」のヒット曲「マイペース」をバックに、ワクチンに関する悩みや不安について回答する動画を配信



#マイペースで進めればいい

街頭での情報発信

- 防災行政無線による呼びかけ【危機管理課】
 - ・ 緊急事態宣言の発出及び都からの協力依頼を受け、感染対策等への協力を区民等に呼びかけるため、防災行政無線による呼びかけを実施

実施時期	主な呼びかけ内容
2年4/10～5年1/31（一部期間を除く）	不要不急の外出の自粛、基本的な感染対策の徹底、ワクチンの接種

- 街頭大型ビジョンでの有志の協力における情報発信【区政情報課／健康政策課】
 - ・ 2年4月に広報ビデオ動画、新型コロナウイルス予防「正しい手洗いの方法」及び「予防しよう新型コロナウイルス感染症」を放映
 - ・ 若い方の感染比率が高いことを受けて、若者の心に響くメッセージを届けるため、3年2月から4月に医療従事者・感染経験者・若者等が感染予防策の徹底を呼び掛ける「#とめようコロナ」キャンペーンの動画等を放映したほか、感染状況に応じて、区長や保健所から区の実践や感染予防のポイントを伝えるメッセージを放映



「正しい手洗いの方法」の動画



「予防しよう新型コロナウイルス感染症」の動画

公表基準

- 公表基準に基づく情報提供【区政情報課／危機管理課／健康政策課】
 - ・ プライバシーに配慮した適切な感染者情報を区民等へ提供するため、公表基準を制定し、区有施設利用者や職員の感染者情報をニュースリリースや区ホームページで公表

【公表基準】

制定日等	公表基準の概要・改正点
2年3月23日制定 第16回区対策本部会議決定	・「①区有施設利用者（職員等含む）が感染した場合」、「②区内で感染が確認され、その感染に起因して、感染拡大の恐れがある場合」に、会見またはリリースにより公表
3年4月2日改正 第52回区対策本部会議決定	・公表方法を区ホームページへの掲載に変更 （濃厚接触者の状況や感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、必要がある場合には、会見またはリリースによる公表もあわせて行う）
4年8月15日改正 第76回区対策本部会議決定	・公表対象を「①区有施設等の利用者（職員等含む）の感染が確認され、その感染に起因して、区有施設等の一部又は全部が休業等となった場合」、「②その他、区有施設等で感染が確認され、その感染に起因して、感染拡大の恐れがある場合」に変更
5年5月8日廃止 第79回区対策本部会議決定	・感染者数の把握や公表について、国が指定医療機関による「定点把握」に変更し、季節性インフルエンザと同様の取扱いにすることから、区においても季節性インフルエンザと同様の取扱いへと変更 ・公表基準を廃止

外国人へ情報発信

- 中国語、英語、日本語併記のポスター（咳エチケット）【多文化共生推進課／保健予防課／健康づくり課】
 - ・ 武漢市から帰国・入国し、発熱症状のある方に向けて、2年1月30日に中国語・英語・日本語併記のポスター（咳エチケット、事前申し入れの診察）を作成し、庁内、宿泊施設（HPリンクに変更）などに提供
 - ・ 2年2月13日に韓国語も含めて更新版を作成し、以降、内容変更に伴い更新

- 外国人向けホームページやSNSを通じた情報発信【多文化共生推進課】
 - ・ ワクチン接種などの新型コロナウイルスに係る情報を英語、中国語、韓国語に翻訳し、外国人向けホームページや外国語版SNSで発信

【外国語版 SNS 発信回数】

発信時期	年度	発信回数	累計
2年1/29～ 4年12/20	元年度	8回	8回
	2年度	86回	94回
	3年度	139回	233回
	4年度	13回	246回



外国人向けホームページ

● ワクチン接種情報の多言語化【多文化共生推進課】

・外国人にワクチン接種の周知をするため、ワクチン接種情報の一覧を 15 言語に翻訳し、3 年 10 月 7 日から 11 月 15 日にかけて、区内日本語学校や外国人コミュニティ等のネットワークを通じた周知を実施（計 284 団体）

ご自身と大切な方を守るために、接種可能な方は新型コロナウイルス（COVID-19）ワクチンを接種しましょう!

重要! ワクチン接種です!

新型コロナウイルス（COVID-19）ワクチンの効果
 新型コロナウイルス（COVID-19）ワクチン接種により、重症化を防ぎ、命を救うことができます。また、接種した方が、感染を予防することができます。

今、ワクチン接種を始めることをお勧めします!
 日本国内での接種が開始されたワクチン接種施設が限定されています。11月15日以後、接種会場を拡大していきます。接種場面の拡大です。この機会に、予約しましょう。

●区のワクチン接種一覧
 ※この表の更新のために、接種会場を再確認してください。最新の接種会場情報は、本ホームページをご覧ください。また、本ホームページから予約することができます。

接種会場	接種対象	接種方法	予約方法	接種期間
区民センター（区民センター）	18歳以上	ファイザー製	区民センターまたはコールセンター（7時～21時）	11月15日～12月31日
区民センター（区民センター）	18歳以上	ファイザー製	区民センターまたはコールセンター（7時～21時）	11月15日～12月31日
区民センター（区民センター）	18歳以上	ファイザー製	区民センターまたはコールセンター（7時～21時）	11月15日～12月31日
区民センター（区民センター）	18歳以上	ファイザー製	区民センターまたはコールセンター（7時～21時）	11月15日～12月31日
区民センター（区民センター）	18歳以上	ファイザー製	区民センターまたはコールセンター（7時～21時）	11月15日～12月31日
区民センター（区民センター）	18歳以上	ファイザー製	区民センターまたはコールセンター（7時～21時）	11月15日～12月31日
区民センター（区民センター）	18歳以上	ファイザー製	区民センターまたはコールセンター（7時～21時）	11月15日～12月31日
区民センター（区民センター）	18歳以上	ファイザー製	区民センターまたはコールセンター（7時～21時）	11月15日～12月31日
区民センター（区民センター）	18歳以上	ファイザー製	区民センターまたはコールセンター（7時～21時）	11月15日～12月31日
区民センター（区民センター）	18歳以上	ファイザー製	区民センターまたはコールセンター（7時～21時）	11月15日～12月31日

To Protect Yourself and Those You Love, if you can be vaccinated, please get vaccinated against COVID-19!

Important! Vaccinations Are Free

Benefits of the COVID-19 Vaccine
 Even if you do become infected with COVID-19, the level of illness can be kept lower.
 Even if you do become infected, there is less chance that you will become serious.

We recommend getting vaccinated as soon as possible!
 There are still a lot of vaccine certificates that can be used when activity restrictions are relaxed in Japan.
 The number of vaccination locations will be reduced from October. This is your last chance to receive the vaccine.
 You can get vaccinated at City Hall even without a reservation.

● List of Shinjuku City Vaccination Programs
 Please select the location and program that best fit your needs. The vaccine used and eligible ages vary depending on the location.

Location	Vaccine Used	Eligibility	Reservation Procedures
Shinjuku City Group Vaccination Site (Locations 1-10)	Pfizer Inc. (BioNTech) / Moderna Inc.	Shinjuku City residents who are 18 years of age or older	Via the internet or by calling the call center (see below)
Shinjuku City Office (Locations 11-15)	Pfizer Inc.	Shinjuku City residents who are 18 years of age or older	Via the internet or by calling the call center (see below)
Shinjuku City Office (Locations 16-20)	Pfizer Inc.	Shinjuku City residents who are 18 years of age or older	Call center only (see below)
Shinjuku City Office (Locations 21-25)	Pfizer Inc.	Shinjuku City residents who are 18 years of age or older	Call center only (see below)
Shinjuku City Office (Locations 26-30)	Pfizer Inc.	Shinjuku City residents who are 18 years of age or older	Call center only (see below)
Shinjuku City Office (Locations 31-35)	Pfizer Inc.	Shinjuku City residents who are 18 years of age or older	Call center only (see below)
Shinjuku City Office (Locations 36-40)	Pfizer Inc.	Shinjuku City residents who are 18 years of age or older	Call center only (see below)
Shinjuku City Office (Locations 41-45)	Pfizer Inc.	Shinjuku City residents who are 18 years of age or older	Call center only (see below)
Shinjuku City Office (Locations 46-50)	Pfizer Inc.	Shinjuku City residents who are 18 years of age or older	Call center only (see below)
Shinjuku City Office (Locations 51-55)	Pfizer Inc.	Shinjuku City residents who are 18 years of age or older	Call center only (see below)

ワクチン接種情報の一覧を 15 言語に翻訳（日本語版・翻訳版）

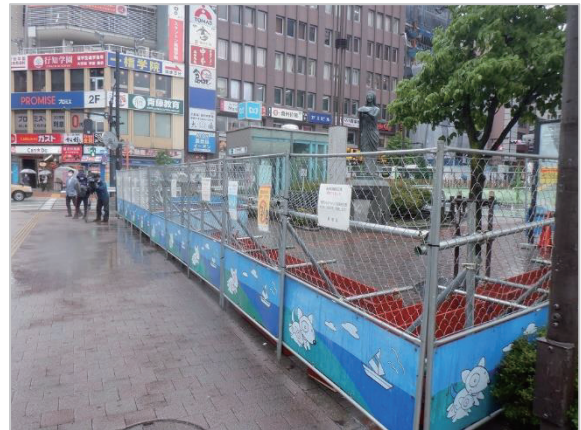
町会等地域への情報提供【地域コミュニティ課／保健予防課】

・「新宿区における新型コロナウイルス感染症に係る公表基準」に基づき、地域住民等への情報提供のため、2年6月30日から5年5月7日まで、区立幼稚園、小中学校、区内認可保育園・認定こども園の職員、児童及び生徒の新型コロナウイルスの感染状況について、各特別出張所を通じて、町会・自治会等へ情報提供（約 6,500 件）（公表基準の改正に伴い、4年8月15日以降は休園・休校情報のみ情報提供）

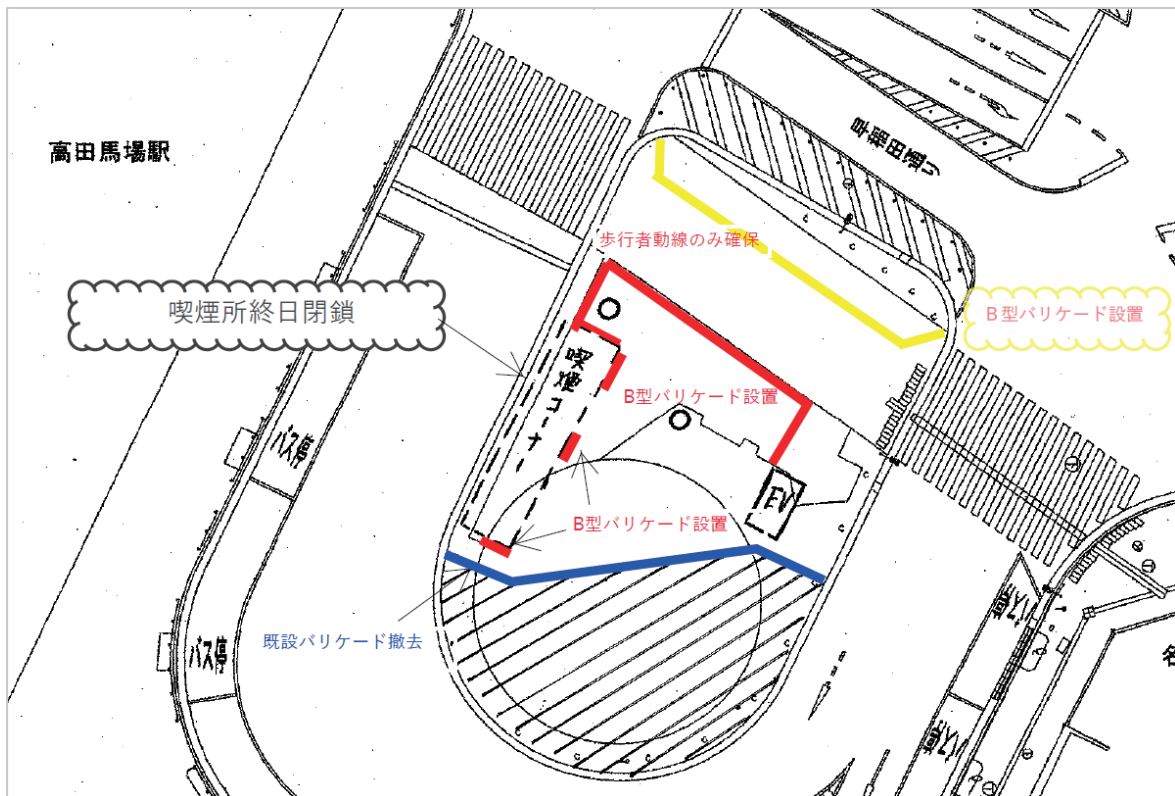
高田馬場駅前ロータリー広場の閉鎖【危機管理課／道路課】

- ・緊急事態宣言の発出等を受け、高田馬場駅の駅前広場での感染拡大防止を目的として、区対策本部会議の決定に基づき高田馬場駅前ロータリー広場を閉鎖

閉鎖期間	区対策本部会議
3年 5/19～11/30	閉鎖：第 58 回区対策本部会議決定 再開：第 66 回区対策本部会議決定



高田馬場駅前ロータリー広場閉鎖の様子



高田馬場駅前ロータリー広場閉鎖箇所

区独自の警戒期間

● 感染拡大防止強化期間【危機管理課】

- ・区内における急激な感染拡大状況を踏まえ、さらなる感染予防を区民へ働きかけるため、第25回区対策本部会議において、「新型コロナウイルス感染拡大防止強化期間」（2年4/24～5/6）を設定

項目	概要
(1)神楽坂通りの混雑緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・週末における広報車等による働きかけ ・看板の設置（牛込警察署） ・商店街と連携した広報
(2)区立公園の混雑緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・若者利用が多いスポーツコーナーの閉鎖 ・バスケットゴールの利用中止 ・混雑している公園の広報車による巡回呼びかけ ・子どもが密集している大型複合遊具の利用中止
(3)防災行政無線による広報強化	<ul style="list-style-type: none"> ・回数の増（1日2回→1日5回）

● コロナ警戒期間①【危機管理課】

- ・区内の感染状況から、緊急事態宣言（2年4/7～5/25）解除後に区内で感染拡大が生じる恐れがあることを踏まえ、引き続き区民への感染拡大防止を呼びかけるため、第30回区対策本部会議において、「コロナ警戒期間」（2年5/26～6/30）を設定

項目	概要
(1)感染拡大防止の呼びかけ	<p>(1)内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出自粛 ・徹底した衛生管理 ・新しい生活様式の十分な理解 <p>(2)主な呼びかけの方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による呼びかけ ・区ホームページ掲載 ・広報新宿6月5日臨時号掲載

(2)区主催のイベント・区施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として引き続き、区主催のイベント等では中止、区施設は利用中止（区施設の再開については、別途協議）
--------------------	---

● コロナ警戒期間②【危機管理課】

・区内の感染状況や歓送迎会等の飲食の機会が増える時期を迎えることから、区内で感染再拡大が生じる恐れがあることを踏まえ、引き続き区民への感染拡大防止を呼びかけるため、第51回区対策本部会議において、「コロナ警戒期間」（3年3/5～4/30）を設定

項目	概要
(1)感染防止対策への協力呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による呼びかけ ・区ホームページ掲載 ・広報新宿 3月15日号掲載 ・「新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会」での情報発信 ・客引き防止パトロール隊による呼びかけ
(2)区施設の利用制限の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新規予約中止 ・既予約分の利用自粛要請 ・区施設利用は原則 20時まで ・区外宿泊施設の利用中止
(3)公園等の利用制限の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等での花見の制限 ・バスケットゴールの利用制限